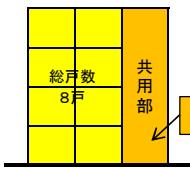
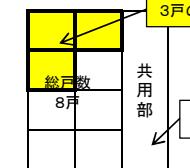
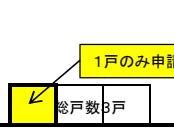
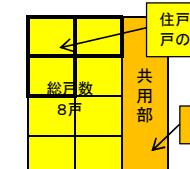
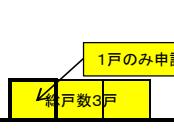
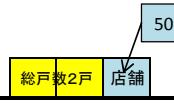
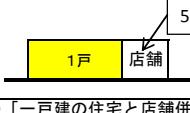
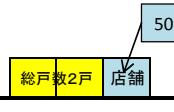
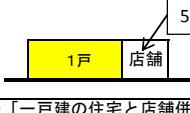
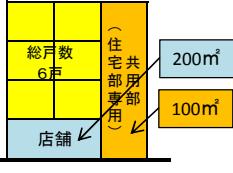
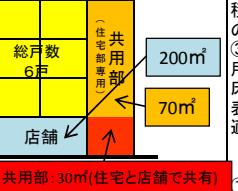
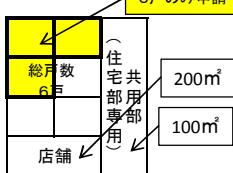
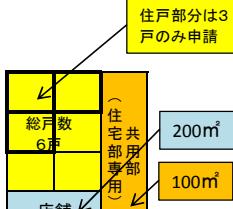


		例1	手数料の額	例2	手数料の額	優遇措置 税制 容積率
条例 第2 条関係	ア 一戸建ての住 宅	●「一戸建ての住宅」の場合 	【手数料の額】 一律39,000円			○ ○
イ 共 同 住 宅 等	(1) 建 築 物 全 体	●「共同住宅」の場合 	①住宅部分：総戸数が8戸であることから、表1の6戸以上10戸以下の111,000円を適用 ②共用部：総床面積が100m²であることから、表2の300m²以下の125,000円を適用 【手数料の額】 ①+②=236,000円	●「長屋」の場合 	①住宅部分：総戸数が3戸であることから、表1の2戸以上5戸以下の79,000円を適用 【手数料の額】 ①=79,000円	— ○
		●「共同住宅」の場合 	①住宅部分：申請戸数が3戸であることから表1の2戸以上5戸以下の79,000円を適用 【手数料の額】 ①=79,000円	●「長屋」の場合 	①住宅部分：申請戸数が1戸であることから、表1の1戸の39,000円を適用 【手数料の額】 ①=39,000円	○ —
		●「共同住宅」の場合 	①住宅部分：住戸部分の申請は3戸であるが、全ての住戸（8戸）の審査を行うことから、表1の6戸以上10戸以下の111,000円を適用 ②共用部：総床面積が100m²であることから、表2の300m²以下の125,000円を適用 【手数料の額】 ①+②=236,000円	●「長屋」の場合 	①住宅部分：住戸部分の申請は1戸であるが、全ての住戸（3戸）の審査を行うことから、表1の2戸以上5戸以下の79,000円を適用 【手数料の額】 ①=79,000円	○ ○
	(2) 住 戸 部 分 の み	●「店舗」の場合 	①総床面積が2,000m²であることから、表3の301m²以上2,000m²以下の438,000円を適用 【手数料の額】 ①=438,000円			— ○
		●「一戸建の住宅と店舗併用」の場合 	①住宅部分：住戸数が1戸であることから、表1の1戸39,000円を適用 ②住宅以外の部分：店舗の総床面積が50m²であることから、表3の300m²以下の275,000円を適用 【手数料の額】 ①+②=314,000円	●「長屋と店舗併用」の場合 	①住宅部分：総戸数が2戸であることから、表1の2戸以上5戸以下の79,000円を適用 ②住宅以外の部分：店舗の総床面積が50m²であることから、表3の300m²以下の275,000円を適用 【手数料の額】 ①+②=354,000円	— ○
		●「一戸建の住宅と店舗併用」の場合 	①住宅部分：申請戸数が1戸であることから表1の1戸の39,000円を適用 【手数料の額】 ①=39,000円	●「長屋と店舗併用」の場合 	①住宅部分：申請戸数が1戸であることから、表1の1戸の39,000円を適用 【手数料の額】 ①=39,000円	○ —
	(3) 建 築 物 の 全 体 及 び 住 戸	●「一戸建の住宅と店舗併用」の場合 	①住宅部分：住戸数が1戸であることから、表1の1戸の39,000円を適用 ②住宅以外の部分：店舗の総床面積が50m²であることから、表3の300m²以下の275,000円を適用 【手数料の額】 ①+②=314,000円	●「長屋と店舗併用」の場合 	①住宅部分：住戸部分の申請は1戸であるが、全ての住戸（2戸）の審査を行うことから、表1の2戸以上5戸以下の79,000円を適用 ②住宅以外の部分：店舗の総床面積が50m²であることから、表3の300m²以下の275,000円を適用 【手数料の額】 ①+②=354,000円	○ ○
		●「一戸建の住宅と店舗併用」の場合 	①住宅部分：住戸数が1戸であることから、表1の1戸の39,000円を適用 ②住宅以外の部分：店舗の総床面積が50m²であることから、表3の300m²以下の275,000円を適用 【手数料の額】 ①+②=314,000円			
		●「一戸建の住宅と店舗併用」の場合 	①住宅部分：住戸数が1戸であることから、表1の1戸の39,000円を適用 ②住宅以外の部分：店舗の総床面積が50m²であることから、表3の300m²以下の275,000円を適用 【手数料の額】 ①+②=314,000円			
エ 複 合 建 築 物 (住 宅 の 部 分 が 共 同 住 宅 で あ る も の を 除 く)	(1) 建 築 物 全 体 の 申 請	●「一戸建の住宅と店舗併用」の場合 	①住宅部分：住戸数が1戸であることから、表1の1戸39,000円を適用 ②住宅以外の部分：店舗の総床面積が50m²であることから、表3の301m²以下の275,000円を適用 【手数料の額】 ①+②=314,000円	●「長屋と店舗併用」の場合 	①住宅部分：総戸数が2戸であることから、表1の2戸以上5戸以下の79,000円を適用 ②住宅以外の部分：店舗の総床面積が50m²であることから、表3の300m²以下の275,000円を適用 【手数料の額】 ①+②=354,000円	— ○
		●「一戸建の住宅と店舗併用」の場合 	①住宅部分：申請戸数が1戸であることから表1の1戸の39,000円を適用 【手数料の額】 ①=39,000円	●「長屋と店舗併用」の場合 	①住宅部分：申請戸数が1戸であることから、表1の1戸の39,000円を適用 【手数料の額】 ①=39,000円	○ —
		●「一戸建の住宅と店舗併用」の場合 	①住宅部分：住戸数が1戸であることから、表1の1戸の39,000円を適用 ②住宅以外の部分：店舗の総床面積が50m²であることから、表3の300m²以下の275,000円を適用 【手数料の額】 ①+②=314,000円			
	(2) み 住 戸 の 申 請 分 の	●「一戸建の住宅と店舗併用」の場合 	①住宅部分：申請戸数が1戸であることから表1の1戸の39,000円を適用 【手数料の額】 ①=39,000円	●「長屋と店舗併用」の場合 	①住宅部分：申請戸数が1戸であることから、表1の1戸の39,000円を適用 【手数料の額】 ①=39,000円	○ —
		●「一戸建の住宅と店舗併用」の場合 	①住宅部分：住戸数が1戸であることから、表1の1戸の39,000円を適用 ②住宅以外の部分：店舗の総床面積が50m²であることから、表3の300m²以下の275,000円を適用 【手数料の額】 ①+②=314,000円			
		●「一戸建の住宅と店舗併用」の場合 	①住宅部分：住戸数が1戸であることから、表1の1戸の39,000円を適用 ②住宅以外の部分：店舗の総床面積が50m²であることから、表3の300m²以下の275,000円を適用 【手数料の額】 ①+②=314,000円			

条例第2条関係	オ複合建築物（住宅の部分が共同住宅であるもの）	例1		例2	優遇措置
		手数料の額	税制容積率		
条例第2条関係	オ複合建築物（住宅の部分が共同住宅であるもの）	<p>●「共同住宅と店舗併用」の場合</p>  <p>【手数料の額】 ①+②+③=511,000円</p>		<p>●「共同住宅と店舗併用」の場合 で、一部共用部を住宅と店舗で共 有する場合</p>  <p>【手数料の額】 ①+②+③=511,000円</p>	
		<p>●「共同住宅と店舗併用」の場合</p>  <p>【手数料の額】 ①=79,000円</p>			
		<p>●「共同住宅と店舗併用」の場合</p>  <p>【手数料の額】 ①+②+③=511,000円</p>			

※福島県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年福島県規則第78号）第1条第一号に規定する書類（適合証）が添付された場合は、減額措置が設けられています。

※計画の変更申請の場合は、条例第3条で定める手数料の額を適用とする。